



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・個人演説会等公営施設の指定

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、長崎市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和5年4月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設の名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
長崎市脇岬地区ふれあいセンター 第1研修室	長崎市脇岬町3309番地	令和5年4月1日
長崎市大浦地区ふれあいセンター 第3研修室	長崎市下町1番13号	令和5年4月1日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八九五)
二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号
株式会社クイックプリント
寺田宏弥